

平成 23 年度 第 4 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 24 年 1 月 13 日（金） 13 時 30 分～16 時 00 分

場 所：経済産業省別館 944 号会議室

出席委員：阿南委員、指宿委員、宇野委員、奥委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、辰巳委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）

（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）について

- ・ 温水洗浄便座（貯湯式）の経過措置について、「製品が市場に十分供給されるまでの期間は」という表現であるが、これでは貯湯式は制限がないため、事業者はそれを売ればよいというイメージを持ってしまっているのではないか。
 - ⇒ 温水洗浄便座については、家庭用では瞬間式に変わりつつあるが、オフィスや公共施設等ではまだ貯湯式が多い状況である。これは瞬間式の場合、瞬間的に 1,000W を超える電力が使われるため、複数設置されるところでは設置が難しく、また公共施設等では節電より節水の方に注力されているという理由からである。公共向けのものについては、当面は状況を注視する必要がある。（事務局）
- ・ LED の寿命の基準値について、LED 照明器具は 40,000 時間に引き上げられている一方、LED 内照式表示灯は 30,000 時間のままであり、整合していない理由をご教示いただきたい。
 - ⇒ 看板等の LED 内照式表示灯については、測定方法、寿命の定義が一般の照明器具とは異なること等から今回は見直しを行っていない。今後検討することとしたい。（事務局）
- ・ メタノール自動車を削除した理由をご教示いただきたい。また、バイオエタノール混合ガソリンについて、備考に記載があるが、基準には入っていないこととの関係は如何。
 - ⇒ メタノール自動車は、販売実績及び国等の機関の調達実績がほとんどなく、環境負荷低減も明確でないため削除した。バイオエタノール混合ガソリンの導入については、E3 や ETBE といったバイオマス起源のものを積極的に使っていくという主旨で、平成 20 年度の基本方針より追記されているものであるが、供給されている地域が限られているため、備考への記載となっている。（事務局）
- ・ 自動車は輸入車も対象となるか。
 - ⇒ 国産で縛りを掛けると WTO に抵触するため、自動車に限らず全ての品目について内外無差別である。（事務局）
- ・ 表や数字に単位が書かれていないところがあるため、記載していただけるとわかりやすい。
 - ⇒ 単位の表記方法については、今後可能な限り統一していきたい。（事務局）
- ・ 日射調整フィルムについては、必要な机上面照度と遮蔽係数との関係から決めていく必要があるのではないか。
- ・ 日射調整フィルムについては、冷房及び照明にかかるエネルギーをトータルで最小化する観点から、シミュレーションをした結果で判断したものか。

- ⇒ 実際の試験結果も判断の材料とした。日射調整フィルムは、基本的には冷房負荷を下げる目的が主であるが、そのために室内を暗くした場合、日中でも照明を使わなければならなくなり、また冬になれば暖房負荷も出てくる。その点を勘案すると、遮蔽係数の基準を少し緩め、可視光線透過率の高いものを採用することも選択肢として追加する必要があると考えた。（事務局）
- ・ 遮蔽係数が 0.69 の場合は 10%以上で良いが、0.71 の場合は 70%以上でなくてはならないということになる。製品をプロットしたときの実態は段階状になっているのか。
- ⇒ 横軸に遮蔽係数、縦軸に可視光線透過率を取ってプロットしていくと、左上から右下に並ぶ形になる。遮蔽係数 0.69、可視光線透過率 10%以上の製品と、遮蔽係数 0.71、可視光線透過率 70%以上の製品を比較した場合は、照明負荷まで勘案すると後者の方が良い。ただし、可視光線透過率 10%というのは、日射を入れたくない理由があって使われるケースである。「ア」の方は遮蔽係数を固定して色々なラインナップを、「イ」の方は採光、照明、場合によっては暖房も含めてのラインナップということで整理した。（事務局）
- ⇒ 冷房負荷低減を優先する場合は「ア」の基準、照明まで考慮する場合は「イ」の基準というように、目的別に記載する形で、備考エに記載している内容を示す方法もある。
- ⇒ 日本ウインドウ・フィルム工業会のヒアリングによると、遮蔽係数 0.7 未満で可視光線透過率 70%以上の製品もあるが、数が極端に少ないようである。可視光線透過率を優先に商品を選択すると、遮蔽係数 0.7 未満という基準が満たせなくなる傾向が強く、これに対応するために「イ」という項目を作った。遮蔽係数 0.7 未満で可視光線透過率 70%以上の製品があれば望ましいが、なければ遮蔽係数をやや甘めに見ても良い、ということを読み取っていただけるような記述にできれば良い。（環境省峯村補佐）
- ・ 原則は「ア. 遮蔽係数が 0.7 未満かつ 10%以上であること。」とし、「可視光線透過率が 70%以上である場合には遮蔽係数が 0.8 未満ならば可とする。」といった表現にしてはどうか。
- ⇒ ご意見を踏まえ、主旨が読み取れるような文面に修正したい。（事務局）
- ・ 印刷の配慮事項③「湿し水からの」という文言の削除について、VOC は湿し水に限らず色々なところから出てくるからということか。
- ⇒ 湿し水から出る場合が多いと言われていたが、湿し水に限らず印刷工程で出てくるもの全てを減らすという主旨でこの文言を外したものである。（事務局）
- ・ 食堂の配慮事項について、地域の食材をできるだけ使うというのは、CO₂ の排出の観点について考慮されたものか。
- ・ LCA 的に考えると CO₂ の排出という点では、必ずしも地域食材を使うことが良いかは疑問。地域のものだがビニールハウスで栽培したものと、遠方だが季節のものを露地栽培したものの LCA 比較について、参考にする必要があるのではないか。
- ・ LCA の中には地域性といった要素は組み込まれていないため、CO₂ 排出やエネルギーの比較で見るとご指摘のようなことになる。今回の追記は、全体の環境という意味で考えた場合には、比較的合意ができるものであると思う。
- ・ 提案募集は、例えば次年度については防災備蓄用品の分野で積極的に提案を呼びかけること

も必要だと考える。また、調達実績の低い品目については、別の枠組みで環境負荷低減効果を期待できるようなものを募集する必要があるのではないか。

- ⇒ 防災備蓄用品については、次年度の重点改善品目候補としており、提案募集で事前に呼びかけることは可能と考えている。（事務局）

2. 次年度の重点改善品目について

○防災備蓄用品

- ・ 今回の震災で問題になった仮設住宅の断熱性能についても検討の視点に入れても良いのではないかな。
- ・ 仮設住宅では、短期にしか使わないもので廃棄物の点でも大きな問題が出てくる。たとえ非常時用といえども、行政の関わる大きな範囲である。色々な視点で取り上げるべきだと考える。
- ・ 行政としては非常時への対応も行うべき。最も悪影響を及ぼすと考えられるフロー型の物質提供に対する準備を、こういう機会にきちんと組み入れていくべき。
- ・ できることはやるべきだと思うが、これは保険と同じでコストをどのくらいかけるか、限られた資源をどう配分するのが適正かという議論と似ている。幅広い観点から議論をする必要があり、ここであまり深入りしても実用的な結論が得られないのではないかな。

○オフィス家具等

- ・ オフィス家具についても、木材利用という角度からの検討が必要ではないかな。また、木材利用の観点から、暖房器具に木質バイオマスの利用が進められているが、その燃料も検討項目に挙げていただくとよい。
- ⇒ 燃料はほとんどが化石燃料を使っていて、それ以外のものに対する配慮は課題である。ペレットストーブは考える余地がありそうだが、かなり特殊用途になるだろう。

○役務（引越し、照明機能提供業務等）

- ・ 調達量を減らすという観点から考えられる役務に対しての方法論を明確にしていく必要がある。引越し、照明機能提供業務では具体的に踏み込んで議論を進めるべきではないかな。
- ・ 役務に関わるところで環境負荷が高いものは何か、改善の可能性があるのは何かという分析があるとより議論が進めやすい。コピー用紙の調達量が減っているのは、外注印刷が増えた結果である可能性も否定できない。削減量についても、目標として立てるという工夫もあるのではないかな。
- ⇒ プレミアム基準として役務全般について検討を進めることになっており、ご提案の内容についても検討できるのではないかと考える。

3. プレミアム基準に係る検討について

- ・ 現行の品目が本当に妥当なのか、今後どの方向にいくべきかを含め、レビューする機会が必要ではないかな。調達量削減の観点からも、サービスをどうコントロールするかは重要である。
- ・ 調達者として何ができるのかという点もガイドラインに盛り込めないかな。また、環境物品の

市場占有率の向上、CO₂ 排出削減効果についても検討する必要がある。

- ⇒ グリーン購入による環境負荷削減効果については、可能な品目について試算し毎年度公表している。平成 21 年度実績による試算では、約 16 万 t-CO₂ の削減効果が試算されている。全体の試算については、今後の課題とさせていただきたい。（事務局）
- ・ プレミアム基準に該当したものは、価格が少し高くなることが想定されるが、その時に調達者側にどういうリコメンドをするのか。入札の条件にプレミアム基準を指定するのは実務的には難しい感じがある。そのあたりの考え方についても何らかの方策を示す必要があると考える。
- ⇒ 予算の許す範囲でという前提で、こういう商品であれば優先的に買われる確率が高くなるということを示すことに意味があり、実際にそれが市場の占有率を上げていくことまでは期待していない。調達者が自慢できる基準を示すものだと考えている。
- ・ プレミアム基準を満たしている製品情報を探す際、おそらく第三者機関による検証等が対になってくる。業界基準を JIS 化する、あるいはグリーン購入の基準にしていくというステップが考えられるが、業界の中で環境性能が非常に高い製品が認知されているかという状況を見る必要がある。
- ⇒ 現段階では、多段階評価があるものは 5 つ星とするのは比較的単純かつ効果的であると整理されている。それ以外のものに関しては、環境負荷面からのウエイト付けをしていくようなアプローチになると考えており、次年度において検討を進めていく。

以上